

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年(2018年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成24年12月町田市条例第53号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）」

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項中「において」の次に「これらを」を加え、「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から翌日の午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から翌日の午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から翌日の午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年

厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準」を「町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成３０年３月町田市条例第　号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」に、「第１３条第９号」を「第１６条第９号」に改める。

第３２条第３項中「午後６時から翌日の午前８時までの間に行われる」を削る。

第３９条第１項中「３月」を「６月」に改め、同条第４項中「場合には」の次に「、正当な理由があるときを除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第４７条第２項中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、３年以上）」に改める。

第５５条中「（以下この章において「運営規程」という。）」を削る。

第５９条中「第９条第１項」の次に「中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５５条に規定する重要事項に関する規程をいう。（第３４条において同じ。））」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」を加える。

第５９条の９第６号中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第５９条の２０中「第５９条の１２」を「運営規程（第５９条の１２」に改め、「関する規程」の次に「をいう。第３４条において同じ。）」を加える。

第３章の２中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第５９条の２０の２ 前各節の規定にかかわらず、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下この条において「指

定障害福祉サービス等基準」という。) 第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)) 第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げる基準及び次条において準用する規定に定める基準とする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。))(以下この号においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該

指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第 77 条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第 155 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第 165 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号においてこれらを「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- （２）共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 59 条の 20 の 3 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 53 条、第 59 条の 2、第 59 条の 4、第 59 条の 5 第 4 項及び前節（第 59 条の 20 を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 59 条の 20 の 3 において準用する第 59 条の 12 に規定する重要事項に関する規程をいう。第 34 条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 59 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型

地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設をいう。以下」の次に「この条において」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下」を加え、同条第2項中「において」を「及び第191条第8項においてこれらを」に改める。

第80条中「第73条」を「運営規程（第73条）に改め、「関する規程」の次に「をいう。第34条において同じ。）」を加える。

第82条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」を「（以下この章において」に改め、同条第11項中「第96条」を「第

９６条第１項」に改める。

第８３条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第１９２条第２項」を「第１９２条第３項」に改める。

第８４条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第９３条第２項中「指定居宅介護支援等基準第１３条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第１６条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第１０３条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第１０８条中「第１００条」を「運営規程（第１００条）に改め、「関する規程」の次に「をいう。第３４条において同じ。）」を加える。

第１１１条第２項及び第１１２条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第１１７条中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加える。

７ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第１２５条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第１２８条中「第１２２条」を「運営規程（第１２２条）に改め、「関する規程」の次に「をいう。第３４条において同じ。）」を加える。

第１３０条第４項中「のうち１人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に、「又は病院若しくは」を「、介護医療院、病院又は」に改め、同条第７項第１号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士、言語聴覚士」に改め、同

項に次の１号を加える。

(３) 介護医療院 介護支援専門員

第１３８条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(１) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(２) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(３) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第１４９条中「第３４条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第１４５条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第１５１条第３項中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に、「平成１１年厚生労働省令第３９号」を「平成１１年厚生省令第３９号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」に、「。）を併設する場合又は」を「。以下この項において同じ。）を併設する場合の」に、「を併設する場合の」を「の看護職員（指定介護老人福祉施設基準第４７条第２項の規定により配置される看護職員に限る。）及び介護職員又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に改め、同条第４項中「又は病院若しくは」を「、介護医療院、病院又は」に改め、同条第８項第２号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士、言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

(４) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第１５３条中「若しくは診療所又は」を「、診療所、」に改め、「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第１５７条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第177条中「第168条」を「運営規程(第168条)に改め、「関する規程」の次に「をいう。第34条において同じ。)」を加える。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第189条中「第186条」を「運営規程（第186条）に改め、「関する規程」の次に「をいう。第34条において同じ。）」を加える。

第191条第1項中「（本体事業所）」を「（第82条第7項に規定する本体事業所）」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「（本体事業所）」を「（第82条第7項に規定する本体事業所）」に、「当該本体事業所」を「当該本体事業所」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者を置くことができる。

第191条第9項中「修了している者」の次に「（次項及び第199条第1項において「研修修了者」という。）」を加え、同項を同条第12項とし、同条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能

型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「、次の」を「次の」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室と兼ねることができること。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「第202条において」を「運営規程（第202条において）」に改め、「関する規程」の次に「をいう。第34条において同じ。）」を加え、「第89条」

を「第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と、第 89 条」に改める。

附則第 6 項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第 11 項から第 13 項までの規定中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 17 項を附則第 19 項とし、附則第 14 項から第 16 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 13 項の次に次の 2 項を加える。

14 第 130 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2）生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数を置くこと。

15 第 132 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診

療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節 略 <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）</u> <u>第6節 略</u> 第4章～第10章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） 略 <u>（7） 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u> <u>（8） 略</u> （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において<u>これらを「看護師、介護福祉士等」という。</u>）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者に</u>	目次 第1章～第3章 略 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節 略 <u>第5節 略</u> 第4章～第10章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） 略 <u>（7） 略</u> （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>3年以上従事した経験を有する者をもって</u>充てることができる。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>あつては、3年以上）</u> 従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3・4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) ～ (11) 略 <u>(12) 介護医療院</u> 6 略 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9～11 略 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同	3・4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から翌日の午前8時までの間において</u>、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) ～ (11) 略 6 略 7 <u>午後6時から翌日の午前8時までの間は</u>、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から翌日の午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9～11 略 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき、（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに<u>第191条第14項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （心身の状況等の把握） 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例</u>（平成30年3月町田市条例第 号。以下「<u>指定居宅介護支援等基準条例</u>」という。）<u>第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （勤務体制の確保等） 第32条 略 2 略 3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な	一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき、（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに<u>第191条第10項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （心身の状況等の把握） 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u>（平成11年厚生省令第38号。以下「<u>指定居宅介護支援等基準</u>」という。）<u>第13条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （勤務体制の確保等） 第32条 略 2 略 3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から翌日の午前8時までの間</u>に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4 略 (地域との連携等) 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（第59条の17第1項において「地域包括支援センター」という。）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>6月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 略 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、<u>正当な理由があるときを除き</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。 (訪問介護員等の員数) 第47条 略	期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4 略 (地域との連携等) 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（第59条の17第1項において「地域包括支援センター」という。）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>3月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 略 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。 (訪問介護員等の員数) 第47条 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。 （運営規程） 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（8） 略 （準用） 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第31条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。（第34条において同じ。）</u>）」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」と	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。 （運営規程） 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「<u>運営規程</u>」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（8） 略 （準用） 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護</u>」と読み替えるものとする。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
あるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。この場合において、特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 (準用) 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節 略 第5節 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u>	(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。この場合において、特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 (準用) 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第59条の12に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>第59条の20の2 前各節の規定にかかわらず、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満</u>	

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>たすべき基準は、次に掲げる基準及び次条において準用する規定に定める基準とする。</u> <u>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号においてこれらを「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合计数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> <u>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関</u>	

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u> <u>(準用)</u> <u>第５９条の２０の３ 第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第５３条、第５９条の２、第５９条の４、第５９条の５第４項及び前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５９条の２０の３において準用する第５９条の１２に規定する重要事項に関する規程をいう。第３４条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項及び第５９条の１３第３項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号から第４号までの規定中「次条」とあるのは「第５９条の２０の３」と読み替えるものとする。</u> <u>第６節 略</u>	第５節 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(利用定員) 第５９条の２５ 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>１８人</u>以下とする。 (準用) 第５９条の３８ 第１０条から第１３条まで、第１６条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第５９条の７（第３項第２号を除く。）、第５９条の８及び第５９条の１３から第５９条の１８までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第３４条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第５９条の３４に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第５９条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「療養通所介護に」と、「６月」とあるのは「１２月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第５９条の２６第４項」と読み替えるものとする。	(利用定員) 第５９条の２５ 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>９人</u>以下とする。 (準用) 第５９条の３８ 第１０条から第１３条まで、第１６条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第５９条の７（第３項第２号を除く。）、第５９条の８及び第５９条の１３から第５９条の１８までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第５９条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「療養通所介護に」と、「６月」とあるのは「１２月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第５９条の２６第４項」と読み替えるものとする。
(従業者の員数) 第６１条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所をいう。以下同	(従業者の員数) 第６１条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所をいう。以下同

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
じ。）、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下<u>この条において同じ。</u>）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（３） 略 ２～７ 略 （利用定員等） 第６５条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。</u>）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者</u>	じ。）、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（３） 略 ２～７ 略 （利用定員等） 第６５条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下とする。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>の数の合計が1日当たり12人以下とする。</u> 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項においてこれらを「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （準用） 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の13第3項中「地	2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （準用） 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第73条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>認知症対</u>

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対応型通所介護に」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第６３条第４項」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第８２条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４３条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつて	応型通所介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対応型通所介護に」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第６３条第４項」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第８２条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４３条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつて

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
は、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する<u>本体事業所並びに</u>当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業	は、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する<u>本体事業所及び</u>当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>又は介護医療院</u>	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> （医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
略	略	略	略	略	略
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（<u>以下この章において「本体事業所」という。</u>）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～10 略 11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（<u>以下「本体事業所」という。</u>）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～10 略 11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働		

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
大臣が定める研修を修了している者（次項及び第96条第1項において「研修修了者」という。）でなければならない。 12・13 略 （管理者） 第83条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>第192条第3項</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同じ。）として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	大臣が定める研修を修了している者（次項及び<u>第96条</u>において「研修修了者」という。）でなければならない。 12・13 略 （管理者） 第83条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>第192条第2項</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、<u>第192条第2項</u>及び第193条において同じ。）として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(居宅サービス計画の作成) 第 9 3 条 略 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第 1 6 条各号に掲げる具体的取扱方針</u>に沿って行うものとする。 (協力医療機関等) 第 1 0 3 条 略 2 略 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用) 第 1 0 8 条 第 9 条から第 1 3 条まで、第 2 0 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条、第 4 1 条、第 5 9 条の 1 1、第 5 9 条の 1 3、第 5 9 条の 1 6 及び第 5 9 条の 1 7 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第 1 0 0 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 3 4 条において同じ。）</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 5 9 条の 1 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 5 9 条の 1 3 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 5 9 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「小規模多機能型居宅介護に」と、「6 月」とあ	(居宅サービス計画の作成) 第 9 3 条 略 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第 1 3 条各号に掲げる具体的取組方針</u>に沿って行うものとする。 (協力医療機関等) 第 1 0 3 条 略 2 略 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用) 第 1 0 8 条 第 9 条から第 1 3 条まで、第 2 0 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条、第 4 1 条、第 5 9 条の 1 1、第 5 9 条の 1 3、第 5 9 条の 1 6 及び第 5 9 条の 1 7 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第 1 0 0 条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 5 9 条の 1 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 5 9 条の 1 3 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 5 9 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「小規模多機能型居宅介護に」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通い

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 (管理者) 第111条 略 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針) 第117条 略 2～6 略 7 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す</u>	サービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 (管理者) 第111条 略 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針) 第117条 略 2～6 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>るとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> 8 略 (協力医療機関等) 第125条 略 2 略 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護に</u>」と、「6月」とあるの	7 略 (協力医療機関等) 第125条 略 2 略 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第122条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護に</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、第99条中「小規模多機能型

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
は「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 略 2・3 略 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院又は診療所</u>であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。 5・6 略 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士、言語聴覚士</u>又は介護支援専門員 (2) 略	居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 略 2・3 略 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設<u>又は病院若しくは診療所</u>であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。 5・6 略 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員 (2) 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(3) 介護医療院 介護支援専門員</u> 8～10 略 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 略 2～5 略 <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>7 略</u> (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第145条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護に</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護に</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)	8～10 略 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 略 2～5 略 6 略 (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護に</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護に</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第 1 5 1 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 1 7 8 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第 3 8 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の看護職員（指定介護老人福祉施設基準第 4 7 条第 2 項の規定により配置される看護職員に限る。）及び介護職員又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員（第 1 8 7 条第 2 項の規定により配置される看護職員に限る。）及び介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 1 7 項、次条第 1 項第 6 号並びに第 1 8 0 条第 1 項第 3 号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診	第 1 5 1 条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 1 7 8 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生労働省令第 3 9 号）第 3 8 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の看護職員（第 1 8 7 条第 2 項の規定により配置される看護職員に限る。）及び介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 1 7 項、次条第 1 項第 6 号並びに第 1 8 0 条第 1 項第 3 号において同じ。））、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所で

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 略 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 略 (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 9～17 略 (サービス提供困難時の対応) 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	あつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 略 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 (3) 略 9～17 略 (サービス提供困難時の対応) 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第157条 略 2～5 略 <u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>7 略</u> <u>(緊急時等の対応)</u> <u>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u> (運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 <u>(6) 緊急時等における対応方法</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第	第157条 略 2～5 略 <u>6 略</u> (緊急時等の対応) (運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第182条 略 2～7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> （1）<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> （2）<u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> （3）<u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u>	36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第168条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 第182条 略 2～7 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>に実施すること。</u> <u>9</u> 略 (運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 緊急時等における対応方法</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介	<u>8</u> 略 (運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
護に」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以	所者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～5 略 6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多	上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～5 略 6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>第82条第7項に規定する本体事業所</u>である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては<u>当該本体事業所</u>に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 （1）～（4） 略 （5） <u>介護医療院</u> 8 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型</u>	機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>本体事業所</u>である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>当該本体事業所</u>に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 （1）～（4） 略

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u> <u>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u> <u>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。</u>	

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>1 1</u> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u> <u>1 2</u> 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（次項及び<u>第199条第1項において「研修修了者」という。</u>）でなければならない。 <u>1 3</u> <u>第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者を置くことができる。</u>	<u>8</u> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u> <u>9</u> 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
<u>1 4</u> 略 (管理者) 第192条 略	<u>1 0</u> 略 (管理者) 第192条 略
<u>2</u> <u>前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u> <u>3</u> <u>第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは訪問介</u>	<u>2</u> <u>前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知</u>

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
護員等として認知症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第１９３条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （登録定員及び利用定員） 第１９４条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、１８人）以下とする。 ２ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。 （１） 通いサービス 登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては<u>次の表</u>の左欄に掲げる登録定員の区	症である者の介護に３年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第１９３条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。 （登録定員及び利用定員） 第１９４条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人以下とする。 ２ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。 （１） 通いサービス 登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>次の表</u>の左欄に掲げる登録定員の

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては12人)まで 略 (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人<u>(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)</u>まで (設備及び備品等) 第195条 略 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 宿泊室 ア～エ 略 <u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室と兼ねることができること。</u> 3・4 略 (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成) 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員<u>(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。	区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員)まで 略 (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで (設備及び備品等) 第195条 略 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 宿泊室 ア～エ 略 3・4 略 (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成) 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
2～10 略 (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項に規定する」とあるのは「第191条第7項各号に掲げる」と読み替えるものとする。</u> 附 則	2～10 略 (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項に規定する」とあるのは「第191条第7項各号に掲げる」と読み替えるものとする。</u> 附 則

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
6 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、基準省令施行日の前日において<u>指定介護老人福祉施設基準</u>附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合にあっては2人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に1人用のものに転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては2人以上4人以下とすることができること」とあるのは「原則として4人とすること」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。 11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第13項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しよう	6 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、基準省令施行日の前日において<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）</u>附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合にあっては2人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に1人用のものに転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては2人以上4人以下とすることができること」とあるのは「原則として4人とすること」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。 11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第13項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成30年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しよう

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
とする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第１５２条第１項第７号アの規定にかかわらず、食堂は、１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、４０平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。 １２ 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第１５２条第１項第７号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 （１）・（２） 略 １３ 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第１５２条第１項第８号及び第１８	とする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第１５２条第１項第７号アの規定にかかわらず、食堂は、１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、４０平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。 １２ 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成３０年３月３１日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第１５２条第１項第７号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 （１）・（２） 略 １３ 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成３０年３月３１日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第１５２条第１項第８号及び第１８

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
0条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1. 2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1. 6メートル以上とする。 <u>14 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>（1） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u> <u>（2） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数を置くこと。</u> <u>15 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設</u>	0条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1. 2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1. 6メートル以上とする。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u> <u>16</u> 略 <u>17</u> 略 <u>18</u> 略 <u>19</u> 略	<u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略 <u>17</u> 略